（注３）　「民間工事」とは、上記（注２）以外の建設工事をいう。
（注４）　「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第２条第１項に規定する補助金等及び同条第４項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。
⑵　期間
平成24年５月８日から平成24年５月22日までの15日間
４　処分の原因となった事実　同社は、他の事業者と共同して、遅くとも平成９年10月１日以降、財団法人東京都新都市建設公社（以下「公社」という。）が発注する特定土木工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、公社発注の特定土木工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。これが、平成17年法律第35号による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第２条第６項に規定する不当な取引制限に該当し、同法第３条の規定に違反するものとして、公正取引委員会から平成20年７月24日に課徴金の納付を命ずる審決を受けた。同社は当該審決を不服として東京高裁に審決取消訴訟を提起し、平成22年３月19日建設企業側勝訴の判決が出た。その後、平成22年４月２日に公正取引委員会が最高裁に上告を行った。平成24年２月20日、最高裁は談合を認定せず取消を命じた一審東京高裁判決を破棄し、建設企業側請求を棄却し、審決の維持が確定した。このことが、建設業法第28条第１項第２号及び第３号に該当すると認められる。

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成24年５月７日
近畿地方整備局長　上総　周平
１　処分をした年月日　平成24年４月23日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社新井組　中西　政治　兵庫県西宮市池田町12―20　国土交通大臣許可（特―21）第2949号
３　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令
⑴　停止を命ずる営業の範囲
東京都の区域内における土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの。
（注１）　「土木工事業に関する営業」とは、注文者から土木一式工事を請け負う営業をいう。
（注２）　「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年７月30日法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。
（注３）　「民間工事」とは、上記（注２）以外の建設工事をいう。
（注４）　「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第２条第１項に規定する補助金等及び同条第４項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。
⑵　期間
平成24年５月８日から平成24年５月22日までの15日間
４　処分の原因となった事実　同社は、他の事業者と共同して、遅くとも平成９年10月１日以降、財団法人東京都新都市建設公社（以下「公社」という。）が発注する特定土木工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、公社発注の特定土木工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。これが、平成17年法律第35号による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第２条第６項に規定する不当な取引制限に該当し、同法第３条の規定に違反するものとして、公正取引委員会から平成20年７月24日に課徴金の納付を命ずる審決を受けた。同社は当該審決を不服として東京高裁に審決取消訴訟を提起し、平成22年３月19日建設企業側勝訴の判決が出た。その後、平成22年４月２日に公正取引委員会が最高裁に上告を行った。平成24年２月20日、最高裁は談合を認定せず取消を命じた一審東京高裁判決を破棄し、建設企業側請求を棄却し、審決の維持が確定した。このことが、建設業法第28条第１項第２号及び第３号に該当すると認められる。

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成24年５月７日
近畿地方整備局長　上総　周平
１　処分をした年月日　平成24年４月23日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社クボタ工建　石見　忠之　大阪府大阪市浪速区敷津東１―２―47クボタ第二ビル　国土交通大臣許可（特―23）第21756号
３　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令
⑴　停止を命ずる営業の範囲
東京都の区域内における土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの。
（注１）　「土木工事業に関する営業」とは、注文者から土木一式工事を請け負う営業をいう。
（注２）　「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年７月30日法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。
（注３）　「民間工事」とは、上記（注２）以外の建設工事をいう。
（注４）　「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第２条第１項に規定する補助金等及び同条第４項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。
⑵　期間
平成24年５月８日から平成24年５月22日までの15日間
４　処分の原因となった事実　同社がその建設事業に係る業務を承継した株式会社クボタ建設は、他の事業者と共同して、遅くとも平成９年10月１日以降、財団法人東京都新都市建設公社（以下「公社」という。）が発注する特定土木工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、公社発注の特定土木工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。これが、平成17年法律第35号による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第２条第６項に規定する不当な取引制限に該当し、同法第３条の規定に違反するものとして、公正取引委員会から平成20年７月24日に課徴金の納付を命ずる審決を受けた。株式会社クボタ建設は当該審決を不服とし、東京高裁に取消訴訟を提起したが、平成21年５月29日に当該訴えが棄却され、その後、最高裁に上告したが、上告受理の申立てが却下され、平成24年２月20日付けで審決取消し訴訟の棄却判決が確定した。このことが、建設業法第28条第１項第２号及び第３号に該当すると認められる。株式会社クボタ工建は平成18年８月１日事業譲渡により、株式会社クボタ建設の営業を承継していることから、株式会社クボタ工建に対して建設業法第28条第３項の規定に基づく営業停止命令を行うものである。